

# 審 査 基 準

平成 22 年 4 月 23 日作成

法 令 名 :	自動車の保管場所の確保等に関する法律 ( 6 - 1 )
根 拠 条 項 :	第 4 条第 1 項
処 分 の 概 要 :	自動車の保管場所証明
原権者 ( 委任先 ) :	警察署長
法令の定め :	自動車の保管場所の確保等に関する法律第 3 条 ( 保管場所の確保 ) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条 ( 保管場所の 要件 ) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 1 条 ( 保管場所の 確保を証する書面の交付の申請の申請の手続等 )
審 査 基 準 :	( 判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であること から、審査基準を定めることを要しない。 )
標 準 処 理 期 間 :	7 日 ( 行政庁の休日は含まない。 )
申 請 先 :	保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口
問 い 合 わ せ 先 :	警察署 交通課
備 考	